

# 資料編

## 1. 地球温暖化防止目黒行動宣言

# 地球温暖化防止目黒行動宣言

「だれか」ではなく「わたし」から

～地球温暖化を防ぐため、私たちは行動します～

私たち目黒区民は、区民、事業者、地域団体、学校及び区が互いに協力・連携し、「地域と地球の環境を守る」ことを基本理念とし、地球温暖化対策を地域全体で進めていくため、次の行動を起こすことを誓い、ここに宣言します。

- 二酸化炭素の排出を抑制するための環境配慮行動を、地域全体に広げていきます
- 環境にやさしいライフスタイルや事業活動を確立し、実行します
- 二酸化炭素を吸収する「みどり」を積極的に増やします
- 環境教育、環境学習を積極的に進め、環境配慮について理解を深めます

平成 19 年 12 月 8 日

目黒区地球温暖化対策地域協議会

## 2. 目黒区地球温暖化対策地域協議会

### 2-1. 目黒区地球温暖化対策地域協議会会則

平成18年12月11日付け決定

(目的及び設置)

第1条 区民、事業者及び関係団体が、地球温暖化対策に取り組むため、日常生活や事業活動に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し、必要となるべき措置について協議することを目的として、目黒区地球温暖化対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項を協議する。

- (1) 地域の温室効果ガス削減目標の設定とその調整
- (2) 目黒区地球温暖化対策地域推進計画案の策定・改定とその進捗状況の管理・公表
- (3) 各主体間における温室効果ガス削減行動の把握と協議
- (4) その他地域の地球温暖化対策に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる区民、事業者及び関係団体の代表者が会員となり構成する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、目黒区副区長とし、会議を主宰し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、若干名とし、会員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序によって会長の職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要のつど開催する。

(召集)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会員は、必ず会議に出席することとし、やむを得ない事故がある場合は、所属の団体から代行者を出席させるものとする。

(議事)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 協議会は、会議の効率を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会の会員は、協議事項の内容を勘案して適当と認められる者のほか、第3条に定める会員から、会長が指名する。

(専門委員)

第9条 協議会は、協議事項の内容を勘案して特に専門的知識を有する者の助言が必要な場合は、専門委員を置くことができる。

- 2 前項に定める専門委員は、会長が指名する。

(庶務)

第10条 協議会及び部会の庶務は、目黒区環境清掃部環境保全課が担当する。

(委任)

第11条 この会則に定めるものを除くほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、平成18年12月11日から施行する。

付 則  
この会則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則  
この会則は、平成21年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区民	町会・自治会
	住区住民会議
	消費者団体
	環境活動団体(区民)
事業者	産業団体
	商工会議所
	区商店街連合会
	業界団体(建設)
	区内大規模事業所
	金融機関
	病院
	交通事業者(鉄道)
	交通事業者(バス)
	運送事業者
	環境活動団体(事業所)
	エネルギー事業者
ガス	
官公署	水道局
	下水道局
	建設事務所
	目黒清掃工場
学校	区立小学校
	区立中学校
	私立小中学校
	高等学校
	大学
目黒区	副区長
	都市整備部長
	産業経済部長
	環境清掃部長

## 2-2. 目黒区地球温暖化対策地域協議会会員名簿

(平成 25 年 7 月 30 日現在)

区分	団体・事業所	氏名	所属団体・役職
区民	町会・自治会	松田 至弘	目黒区町会連合会常任理事（原町一丁目町会会長）
	住区住民会議	水口 紀勝	目黒区住区住民会議連絡協議会北部地区委員（烏森住区住民会議会長）
	消費者団体	関根 明美	目黒区消費者グループ連絡会
	環境活動団体(区民)	熊谷 恭昭	目黒区環境を考える会代表
事業者	産業団体	小林 直樹	社団法人目黒区産業連合会理事
	商工会議所	橋永 孝雄	東京商工会議所目黒支部(環境委員会委員長)
	区商店街連合会	原 清隆	目黒区商店街連合会副会長（環境整備委員長）
	業界団体(建設)	水沼 一弘	目黒建設業防災連絡協議会環境対策委員長
	区内大規模事業所	高崎 一男	株式会社ダイエー碑文谷店総務人事店次長
		高橋 誠	ウェスティンホテル東京施設管理課アシスタントマネージャー
	金融機関	山本 幸夫	目黒信用金庫総務部長
	病院	三谷 裕一	東京共済病院施設係長
	交通事業者(鉄道)	西田 邦夫	東京急行電鉄株式会社社長室広報部地球環境課長
	交通事業者(バス)	井原 要司	東急バス株式会社総務部コンプライアンス推進課長
	運送事業者	山内 正人	ヤマト運輸株式会社南東京主管支店社会貢献課長
環境活動団体(事業所)	加藤 貴久	めぐろ環境マネジメントシステム研究会	
エネルギー事業者	電気	伏見 こずえ	東京電力株式会社品川支社副支社長
	ガス	塩野 正明	東京ガス株式会社中央支店副支店長
官公署	水道局	勝 健輔	東京都水道局目黒営業所長
	下水道局	中田 逸夫	東京都下水道局南部下水道事務所お客さまサービス課長
	建設事務所	大野 克明	東京都第二建設事務所副所長兼庶務課長
	目黒清掃工場	寺門 明良	東京二十三区清掃一部事務組合目黒清掃工場長
学校	区立小学校	竹中 文男	目黒区立小学校長会（区立原町小学校長）
	区立中学校	齋藤 淳	目黒区立中学校長会（区立第三中学校長）
	私立小中学校	中山 正秀	トキワ松学園中学高等学校教頭
	高等学校	高橋 基之	東京都立目黒高等学校校長
	大学	熊澤 鉄也	国立大学法人東京大学総合文化研究科教養学部等事務部経理課長
京田 昭男		国立大学法人東京工業大学施設運営部施設総合企画課長	
区	目黒区	鈴木 勝	目黒区副区長
		島崎 忠宏	目黒区都市整備部長
		関根 義孝	目黒区産業経済部長
		濱出 直良	目黒区環境清掃部長
専門委員		後藤 則行	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科国際社会学専攻教授
		矢野 豊彦	国立大学法人東京工業大学原子炉工学研究所所長

### 3. 目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定部会

#### 3-1. 目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定部会設置要綱

平成25年6月6日付け目環環第590号決定

(目的及び設置)

第1条 目黒区の自然的社会的条件に応じて、区民、事業者及び関係団体が温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むための目黒区地球温暖化対策地域推進計画を改定するために、必要となるべき事項を協議することを目的として、目黒区地球温暖化対策地域協議会会則(平成18年12月11日付け決定)第8条に規定する部会として、目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定部会(以下「改定部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 改定部会は、前条の目的を達成するために、次の事項を協議する。

- (1) 目黒区地球温暖化対策地域推進計画の改定に関する事
- (2) その他地域の地球温暖化対策に関する事項

(任期)

第3条 改定部会員の任期は、目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定までとする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長及び副部会長は、改定部会員の中から目黒区地球温暖化対策地域協議会会長が指名する。

- 2 部会長は、会議を主宰し、改定部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは部会長の職務を代行する。

(会議)

第5条 改定部会の会議は、必要のつど開催する。

(召集)

第6条 改定部会の会議は、部会長が招集する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年6月6日から施行する。

### 3-2. 目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定部会会員名簿

区分	団体・事業所	氏名	所属団体・役職
部会長	専門委員	後藤 則行	国立大学法人東京大学大学院 総合文化研究科国際社会学専攻教授
副部会長	専門委員	矢野 豊彦	国立大学法人東京工業大学 原子炉工学研究所所長
区民	消費者団体	関根 明美	目黒区消費者グループ連絡会
	環境活動団体 (区民)	熊谷 恭昭	目黒区環境を考える会代表
事業者	商工会議所	堀切 克俊	東京商工会議所目黒支部 (環境委員会理事)
	金融機関	山本 幸夫	目黒信用金庫総務部長
	運送事業者	山内 正人	ヤマト運輸株式会社南東京主管支店 社会貢献課長
	環境活動団体 (事業所)	加藤 貴久	めぐろ環境マネジメントシステム研究会 会長
エネルギー 事業者	電気	大坂 哲也	東京電力株式会社品川支社 地域コミュニケーショングループマネージャー
	ガス	塩野 正明	東京ガス株式会社中央支店 副支店長
学校	区立小学校	竹中 文男	目黒区立小学校長会 (区立原町小学校長)
区	目黒区	濱出 直良	目黒区環境清掃部長

## 4. 地域協議会・改定部会検討経過

	開催年月日	議 事
平成 25 年度 第 1 回地域協議会	平成 25 年 5 月 27 日(月)	(1)目黒区地球温暖化対策地域推進計画の改定について (案) (2)目黒区における温室効果ガスの排出量の推移について (3)平成 25 年度目黒区地球温暖化対策地域協議会事業計画について
第 1 回改定部会	7 月 25 日(木)	(1)目黒区地球温暖化対策地域推進計画について (2)目黒区地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況及び改定の方向性について (3)アンケート調査の実施について
第 2 回地域協議会	7 月 31 日(水)	(1)目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定部会の開催について (2)目黒区地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況及び改定の方向性について (3)アンケート調査の実施について
第 2 回改定部会	9 月 13 日(金)	(1)第 1 回目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定部会、第 2 回目黒区地球温暖化対策地域協議会の開催について (2)現行計画の評価について (3)区民アンケート調査について (速報) (4)温室効果ガス削減目標と取組みの考え方の提示
第 3 回改定部会	9 月 26 日(木)	(1)第 2 回目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定部会の開催について (2)現行計画の評価について (3)区民・事業所アンケート調査の結果について (4)温室効果ガス削減目標と取組みについて
第 3 回地域協議会	10 月 11 日(金)	(1)目黒区地球温暖化対策地域協議会会員の平成 24 年度の取組みについて (2)「平成 24 年度目黒区住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費助成」により設置された機器による省エネ効果について (3)目黒区地球温暖化対策地域推進計画の検討状況について
第 4 回改定部会	10 月 30 日(水)	(1)第 3 回目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定部会及び第 3 回目黒区地球温暖化対策地域協議会の開催について (2)目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定素案について (3)改定素案に対する区民意見の募集について
第 4 回地域協議会	11 月 7 日(木)	(1)目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定素案 (案) について (2)改定素案に対する区民意見の募集について (案)
第 5 回改定部会	平成 26 年 1 月 30 日(木)	(1)第 4 回目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定部会及び第 4 回目黒区地球温暖化対策地域協議会の開催について (2)目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定素案に対する区民意見募集の実施結果について (3)目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定案について
第 5 回地域協議会	2 月 4 日(火)	(1)目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定素案に対する区民意見募集の実施結果について (案) (2)目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定案について (案) (3)平成 26 年度の地球温暖化対策の取組みについて (案)



## 5. 目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定のためのアンケート調査

### 5-1. 調査概要

#### (1) 目的

目黒区地球温暖化対策地域推進計画の改定に際し、前計画の進捗状況を点検・評価するとともに、区民・事業者の地球温暖化対策に対する意識や行動等を反映して検討を進めるため、主に以下の事項を把握することを目的に実施しました。

- ・ 現行計画の認知状況と評価
- ・ 計画に基づき区が実施した施策の認知状況や参加状況
- ・ 省エネルギー行動、地球温暖化対策の実行状況と今後の実行意向
- ・ 東日本大震災前後の意識や行動の変化
- ・ 区の今後の地球温暖化対策と温室効果ガス削減目標に対する意見

#### (2) 調査対象

区 民：区内在住の満 18 歳以上の男女 1,500 人（無作為抽出）  
事業所：区内の事業所 500 事業所（無作為抽出）

#### (3) 調査期間

区 民：平成 25 年 8 月 23 日～9 月 6 日  
事業所：平成 25 年 8 月 26 日～9 月 11 日

#### (4) 返信数

区 民：返信数 435 件 回収率 29.0%  
事業所：返信数 107 件 回収率 21.4%

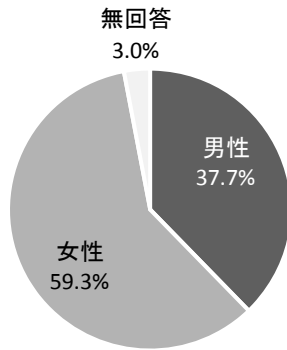
#### (5) その他

アンケート結果の比率（%）は、小数点以下第二位を四捨五入したため、合計が 100 にならない場合があります。

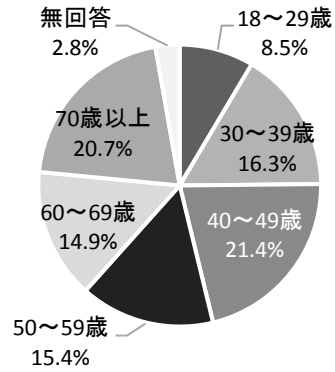
## 5-2. 区民アンケート調査結果

### (1) 回答者の属性

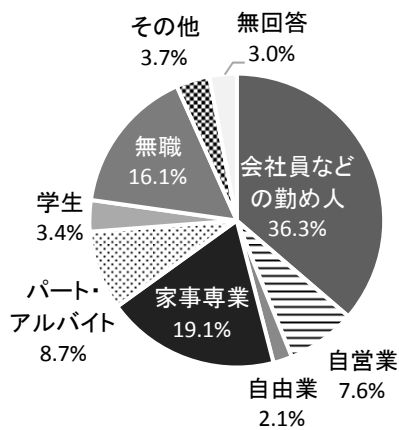
#### ①性別



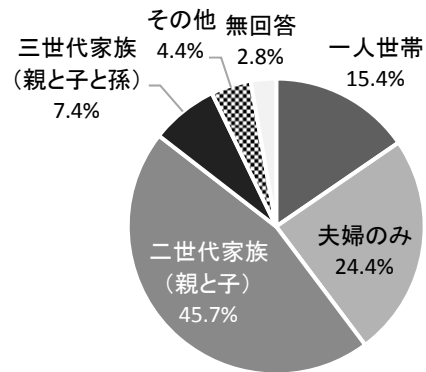
#### ②年齢



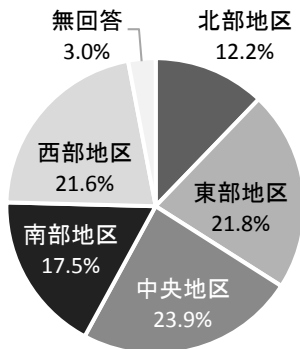
#### ③職業



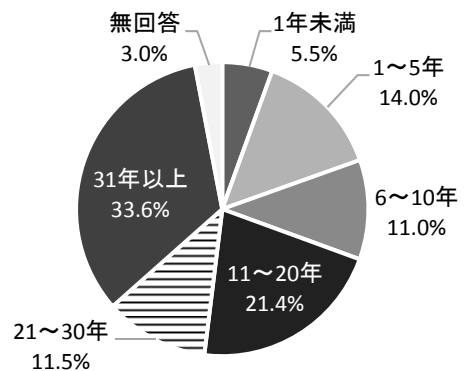
#### ④世帯の構成



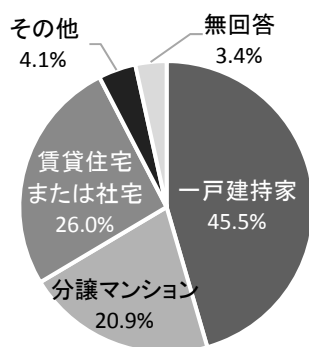
#### ⑤居住地域



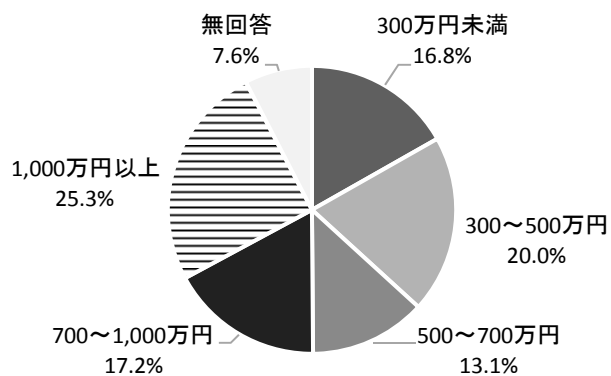
#### ⑥居住年数



## ⑦住宅の種類



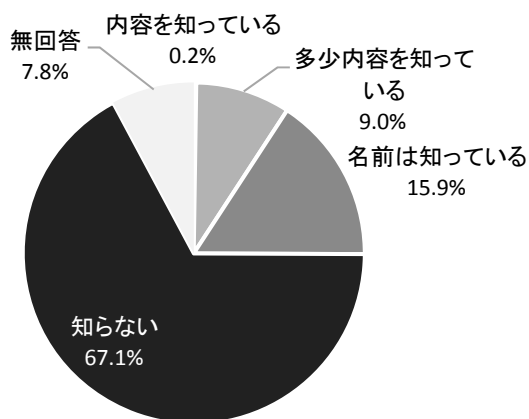
## ⑧世帯年収



## (2) 各設問の調査結果

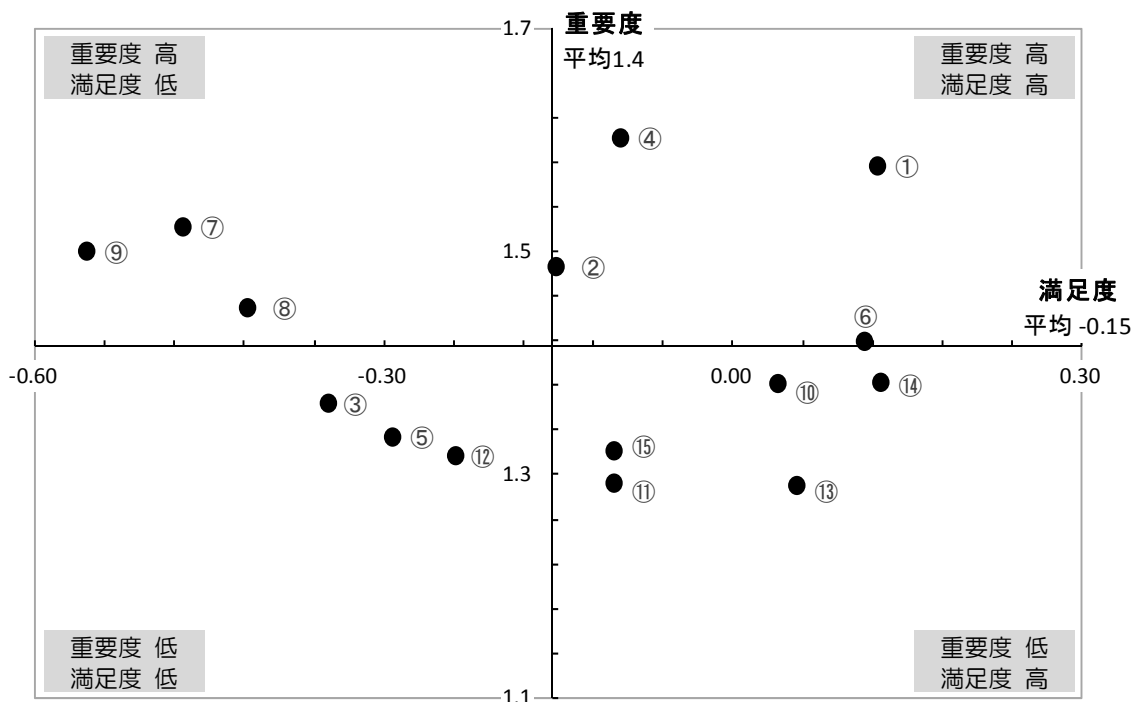
## 問1 「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」の認知状況

- ・「内容を知っている」「多少内容を知っている」の合計は 9.2%と低く、内容を知っている人、名前は知っている人を合わせても合計 25.1%と低い値にとどまりました。



## 問2 目黒区の実施への評価

- ・重要度、満足度がともに高い取組みは「①日常生活における省エネルギーの推進」でした。
- ・重要度は高いが満足度が低い取組みは「⑦事業活動における省エネルギーの推進」「⑨事業所への新エネ・省エネ機器の導入・普及」等でした。
- ・重要度は低いが高満足度が高い取組みは「⑬みどりの拠点とネットワークづくり」「⑭身近な場所にみどりを育てる」等でした。
- ・重要度、満足度がともに低い取組みは「③家庭への新エネ・省エネ機器の導入・普及」「⑤環境配慮型校舎への改築等」等でした。



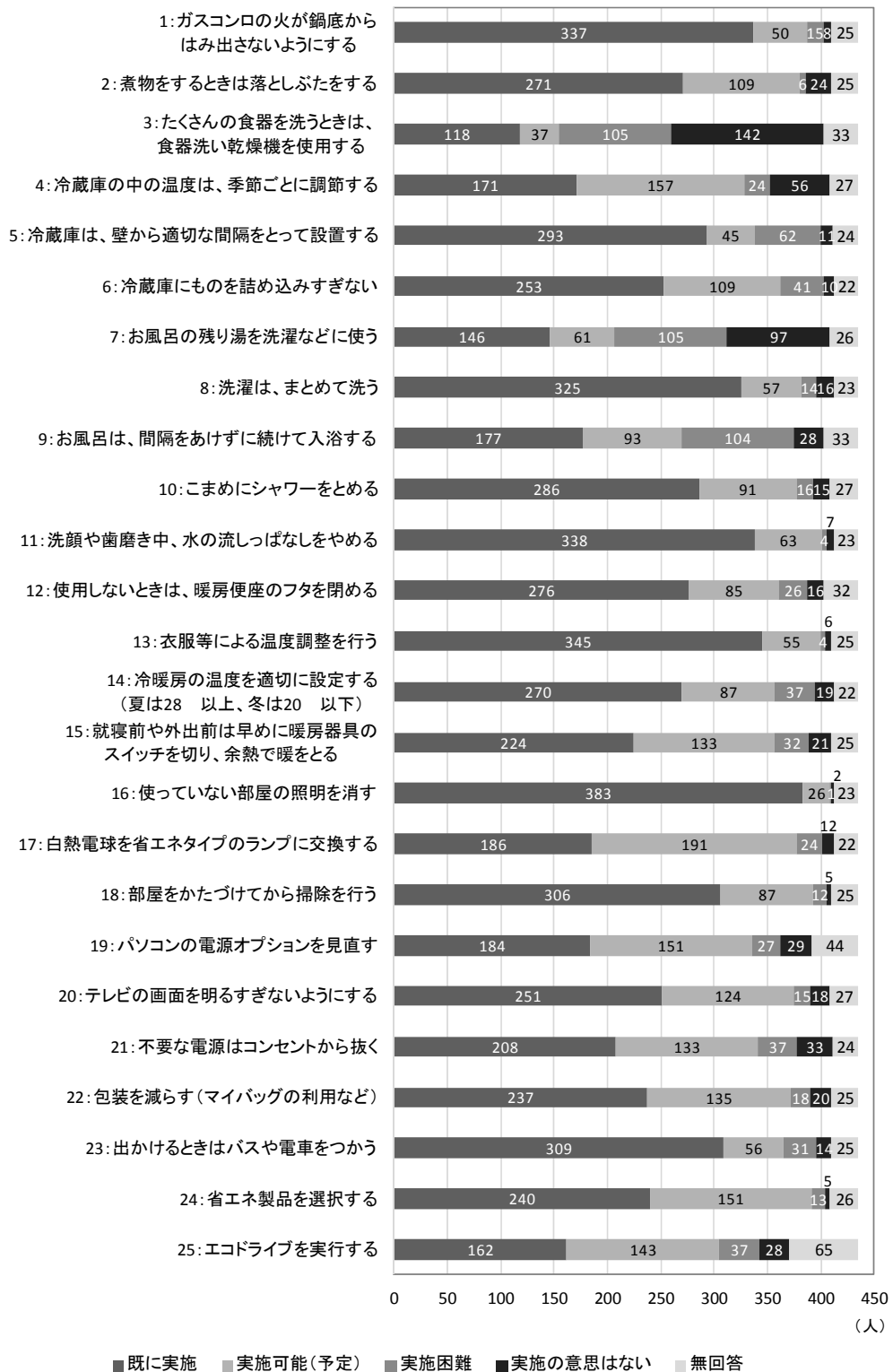
設問	満足度	重要度
①日常生活における省エネルギーの推進	0.12	1.58
②住宅の省エネ性能の向上	-0.15	1.49
③家庭への新エネ・省エネ機器の導入・普及	-0.35	1.36
④環境教育・学習の推進	-0.10	1.60
⑤環境配慮型校舎への改築等	-0.29	1.33
⑥学校の緑化、ビオトープの設置・育成管理	0.11	1.42
⑦事業活動における省エネルギーの推進	-0.47	1.52
⑧建築物の省エネ性能の向上	-0.42	1.45
⑨事業所への新エネ・省エネ機器の導入・普及	-0.56	1.50
⑩公共交通機関の利用促進	0.04	1.38
⑪エコドライブの普及・促進	-0.10	1.29
⑫環境にやさしい自動車の率先導入・普及促進	-0.24	1.32
⑬みどりの拠点とネットワークづくり	0.05	1.29
⑭身近な場所にみどりを育てる	0.13	1.38
⑮学習・体験を通じてのみどりの普及啓発	-0.10	1.32

※問2は問1の「計画の内容を知っている回答者」の回答のみ集計予定であったが、それ以外の回答者から多くの回答が得られたため、それらも有効回答として集計した。

※満足度、重要度は「満足・重要＝2点」「やや満足・やや重要＝1点」「やや不満・やや重要でない＝-1点」「不満・重要でない＝-2点」とし、それぞれの相加平均を求めた。

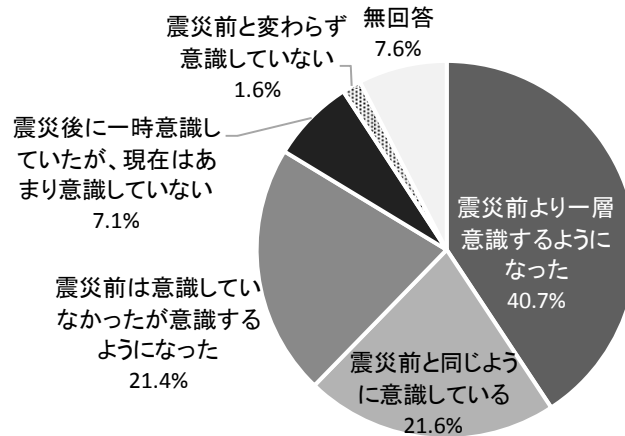
### 問3 省エネルギーに関する取組みの状況

- 既に実施している割合が高いのは「16：使っていない部屋の照明を消す」、「13：衣服等による温度調整を行う」等、特別な機器を必要としない、自身の行動による取組みでした。
- 実施が困難、あるいは実施の意思はないという回答が多いのは「3：たくさんの食器を洗うときは、食器洗い乾燥機を使用する」といった、機器を必要とする取組みでした。



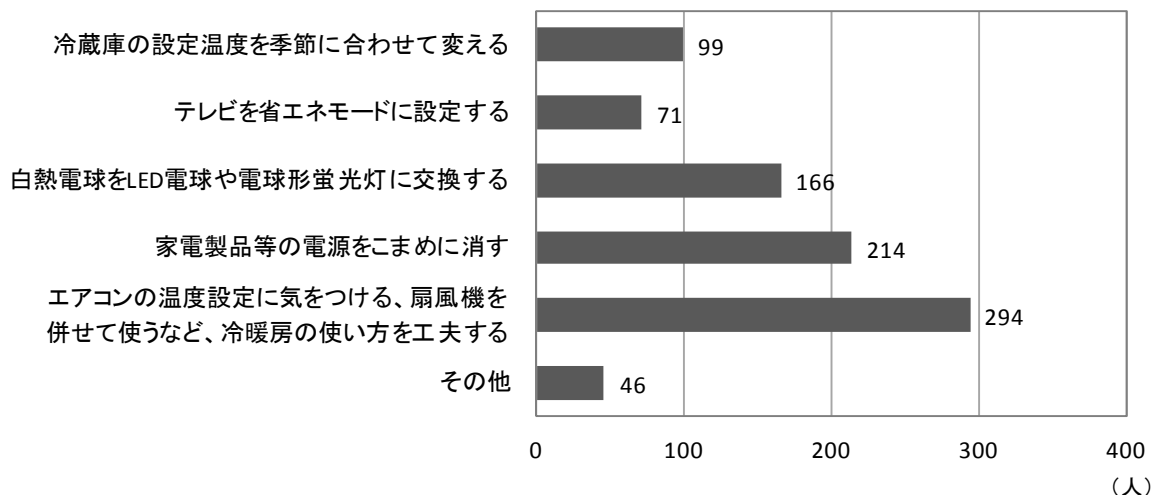
#### 問4 東日本大震災後の節電や省エネルギーに対する意識の変化

- ・東日本大震災以前から、または東日本大震災をきっかけとして節電や省エネルギーを意識している回答者は80%を超えていました。
- ・「震災後に一時的に意識していたが、現在はあまり意識していない」は7.1%と少数でした。



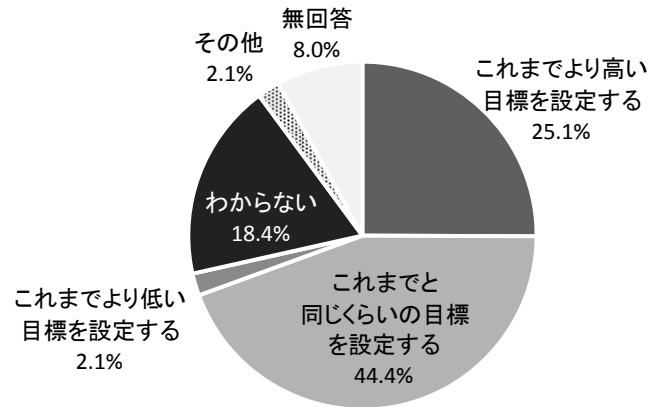
#### 問5 東日本大震災後に取り組むようになった節電や省エネルギー行動 [複数回答]

- ・最も多かった取組みは「冷暖房の使い方の工夫」であり、次いで「家電等の電源をこまめに消す」、「LED電球・電球形蛍光灯への交換」でした。



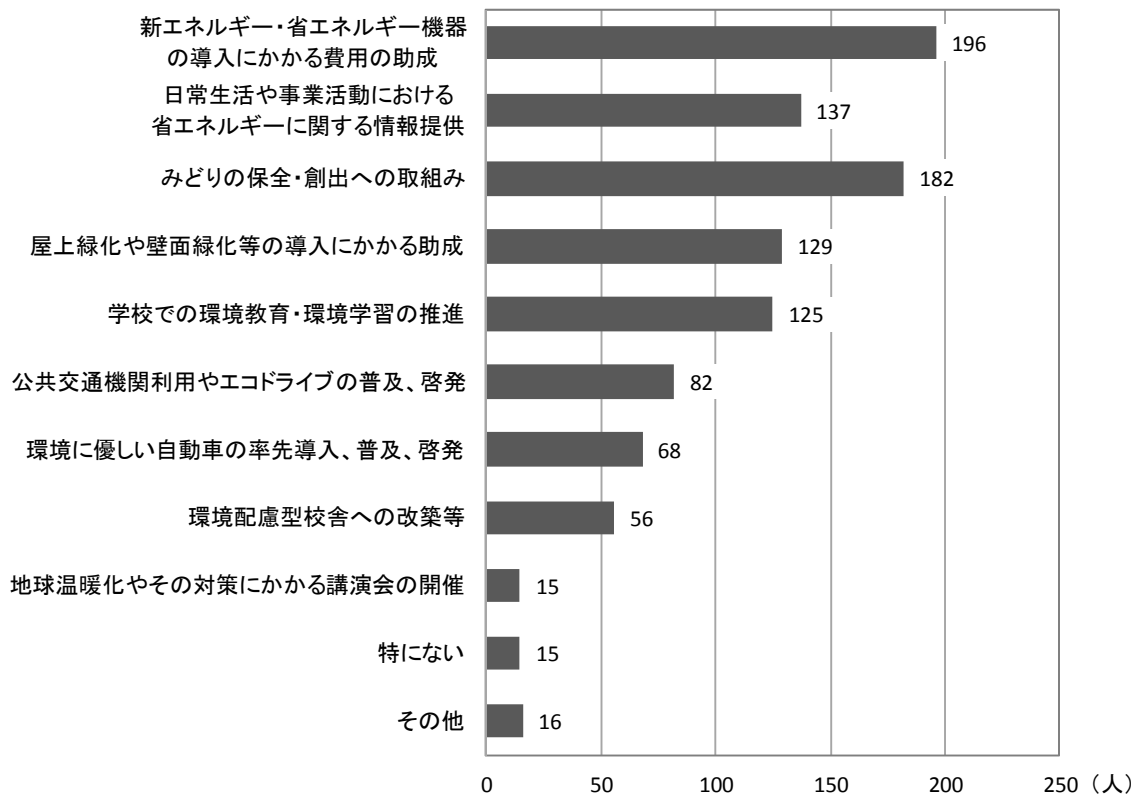
## 問6 目標設定の考え方

- ・基準年度（平成16年度）に対する平成22年度の二酸化炭素排出量の増減を示したうえで、今後の目標設定の考え方を尋ねた結果、「これまでと同じくらいの目標を設定する」が44.4%で最も多く、次に「これまでよりも高い目標を設定する」が25.1%でした。



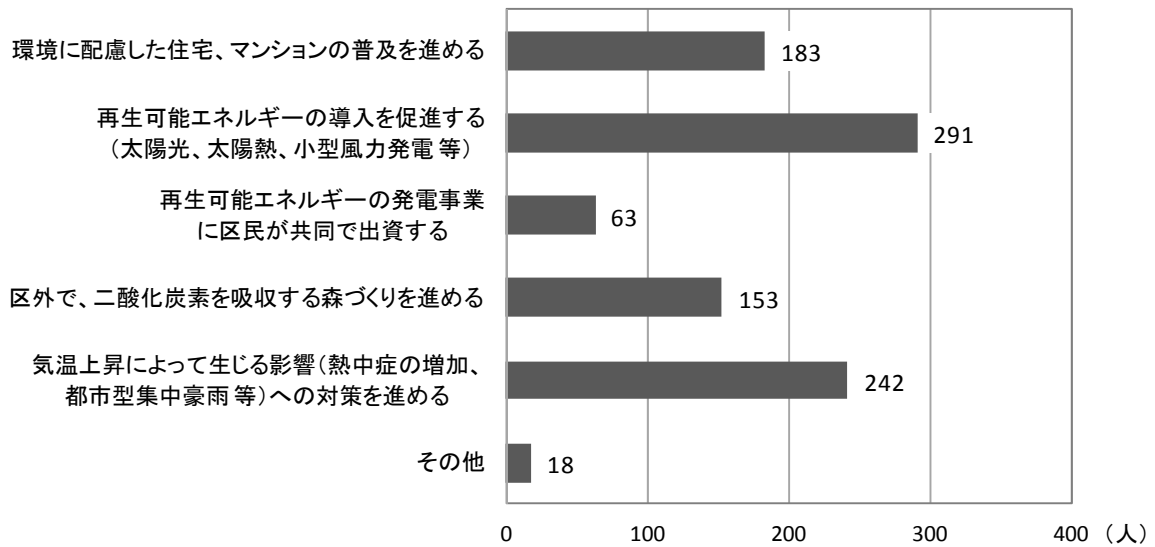
## 問7 今後、特に力を入れて区に取り組んでほしいこと〔複数回答〕

- ・「新エネルギー・省エネルギー機器の導入にかかる費用の助成」（196人）が最も多く、次に「みどりの保全・創出への取組み」（182人）でした。



問8 関心がある新しい取組み [複数回答]

・「再生可能エネルギーの導入を促進する」(291人)、「気温上昇によって生じる影響への対策を進める」(242人)に関心があると答えた回答者が特に多く、次いで「環境に配慮した住宅、マンションの普及を進める」(183人)、「区外で、二酸化炭素を吸収する森づくりを進める」(153人)でした。

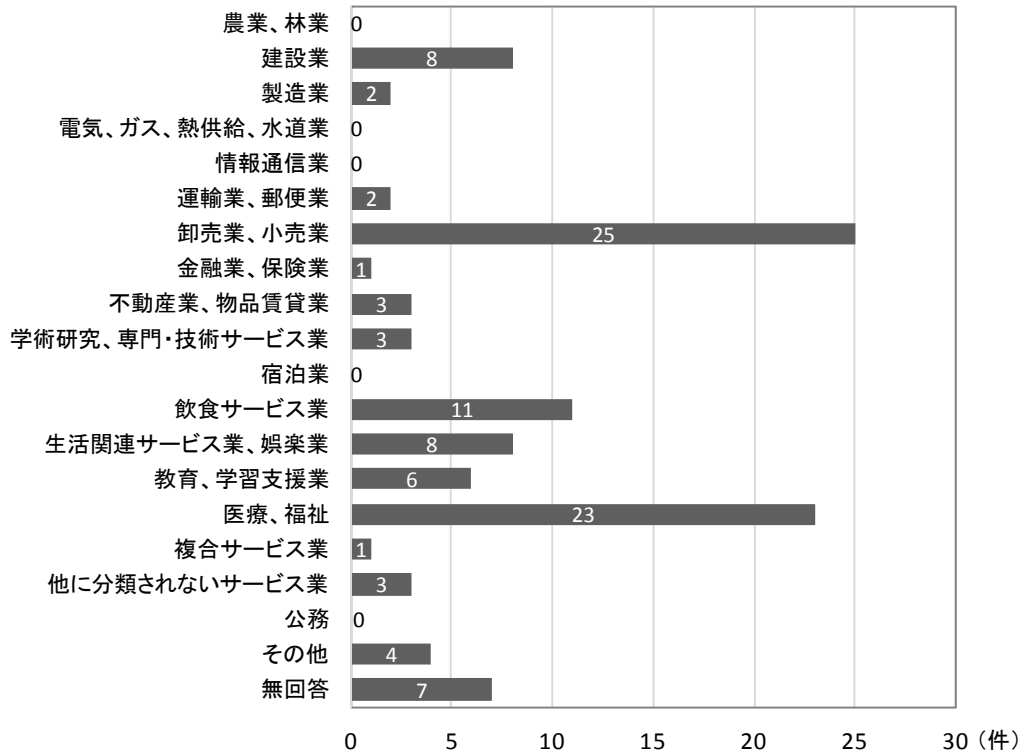




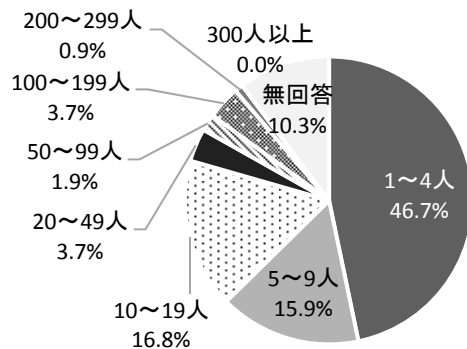
### 5-3. 事業所アンケート調査結果

#### (1) 回答者の属性

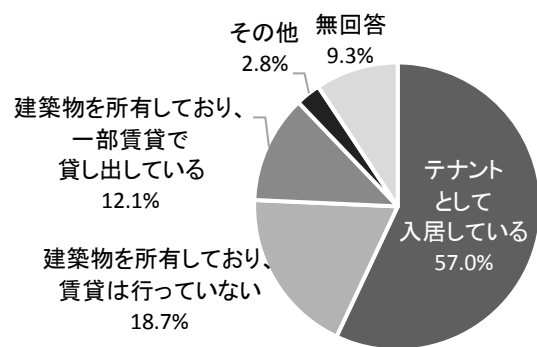
##### ①業種



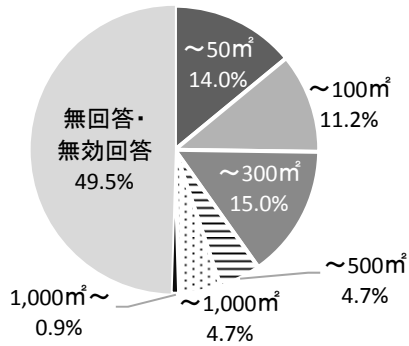
##### ②従業員数



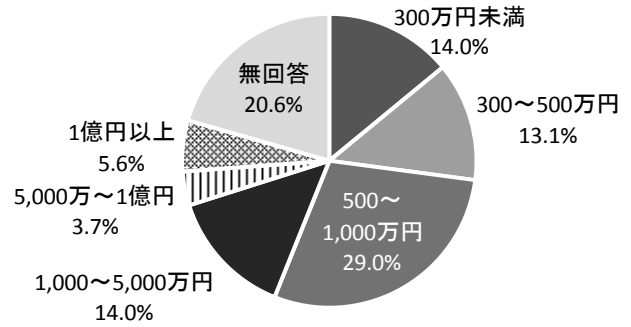
##### ③建築物の所有・使用状況



④事業所の延床面積



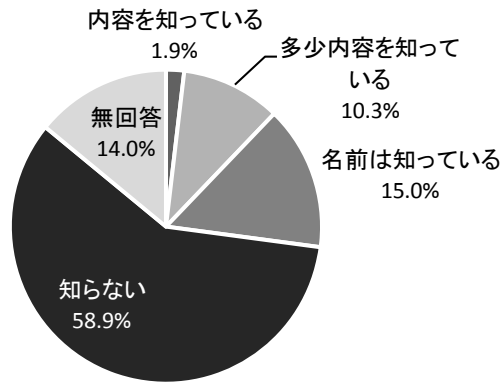
⑤資本金



(2) 各設問の調査結果

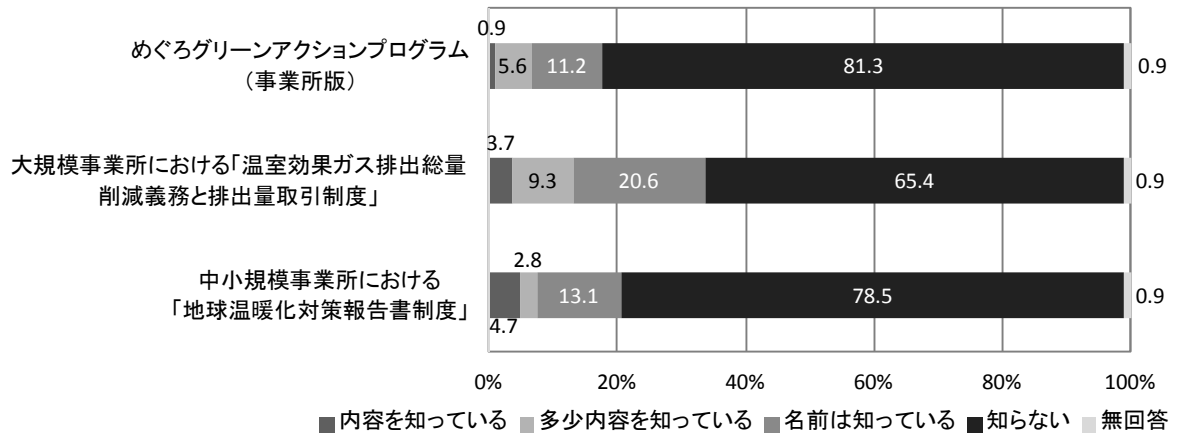
問1 「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」の認知状況

・「内容を知っている」「多少内容を知っている」の合計は 12.2%と低く、内容を知っている事業所、名前は知っている事業所を合わせても合計 27.2%と低い値にとどまりました。



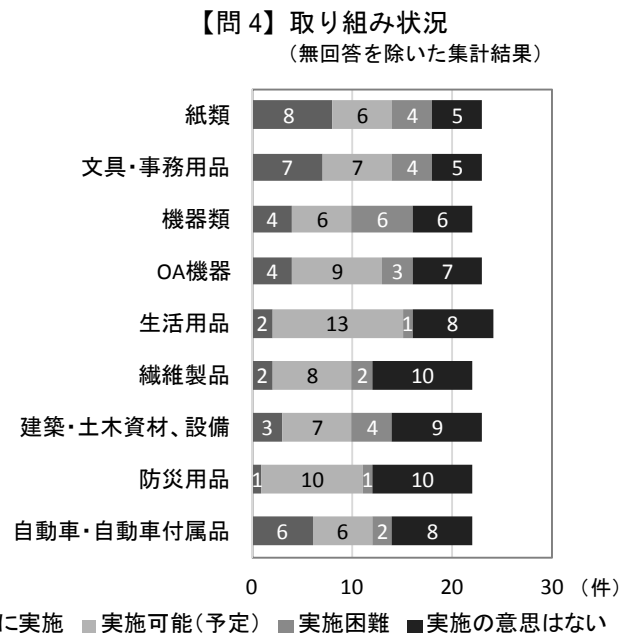
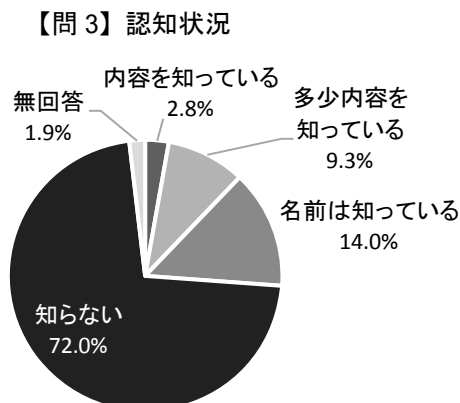
## 問2 都や区の事業の認知状況

- ・「内容を知っている」「多少内容を知っている」「名前は知っている」を合わせた回答が最も多かった事業は、都の『大規模事業所における「温室効果ガス総排出量削減義務と排出量取引制度」』（33.6%）でした。
- ・「めぐろグリーンアクションプログラム（事業所版）」、都の『中小規模事業所における「地球温暖化対策報告書制度」』は、「知らない」という回答が約80%にのびりました。



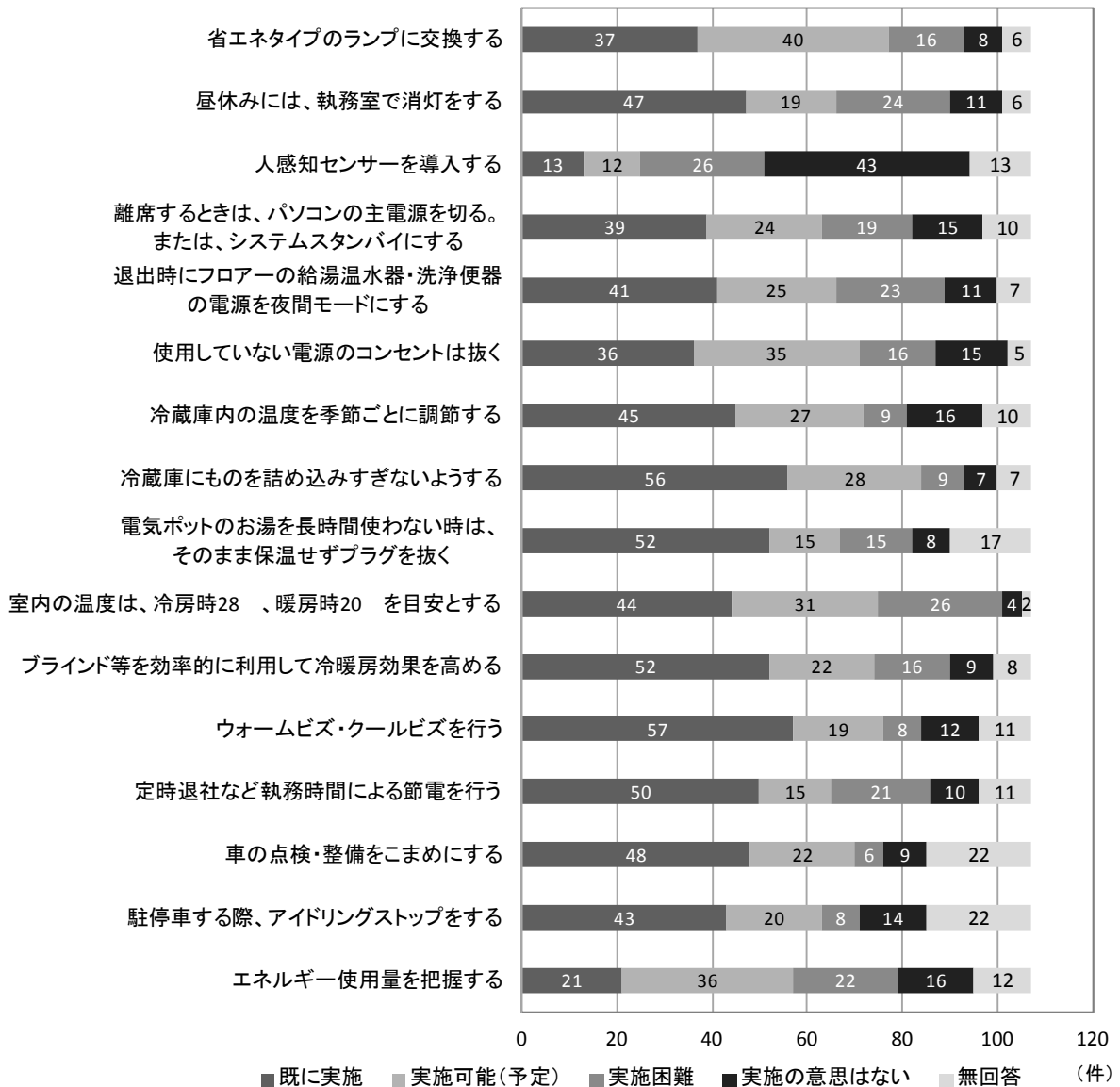
## 問3 グリーン購入法の認知状況、問4 グリーン購入法への取り組み状況

- ・グリーン購入法については「知らない」（72.0%）が最も多く、「内容を知っている」と「多少内容を知っている」は合わせても合計12.1%と低い値でした。
- ・取り組み状況については、「既の実施」と回答した事業所が多かった取組みは「紙類」「文具・事務用品」「自動車・自動車付属品」でした。



### 問5 省エネルギーに関する取組みの状況

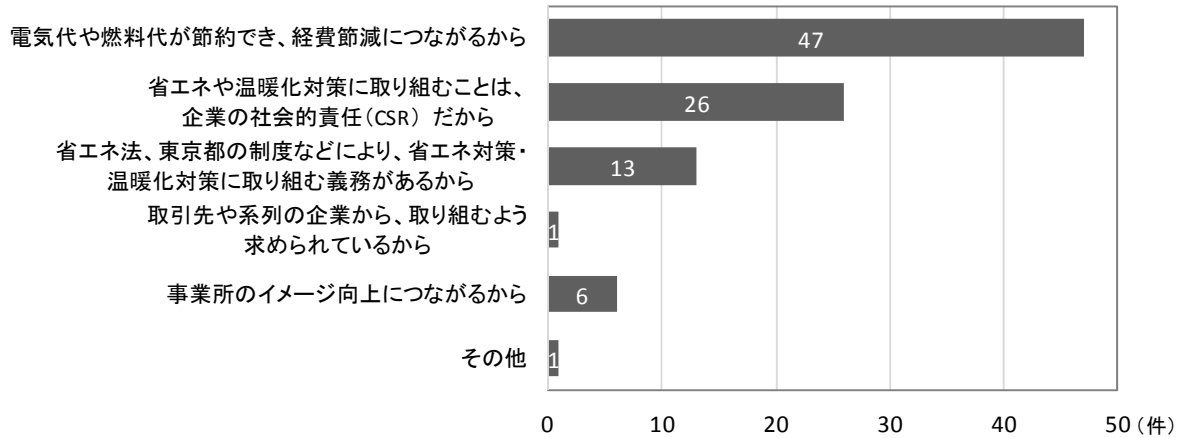
- ・「既に実施している」が過半数を超えた取組みは、「ウォームビズ・クールビズを行う」、「冷蔵庫にものを詰め込みすぎないようにする」でした。
- ・「実施可能(予定)」の回答が多い取組みは「省エネタイプのランプに交換する」でした。
- ・「実施困難」の回答が多い取組みは「人感知センサーを導入する」、「室内の温度は、冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安とする」でした。



問6 「エネルギー使用量を把握する」の取り組み状況の理由 [複数回答]

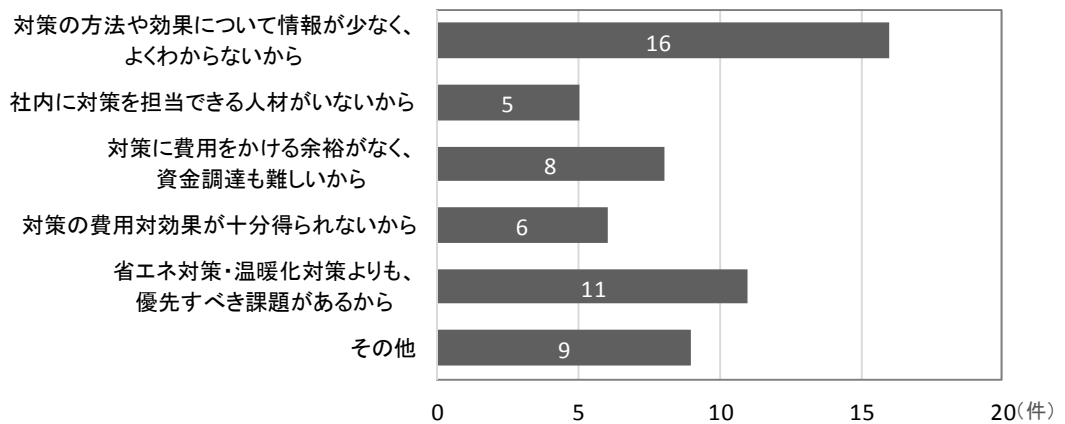
① 「既に実施」「実施可能(予定)」とした理由 (n=57)

- 最も多かった回答は「電気代や燃料代が節約でき、経費節減につながるから」でした。



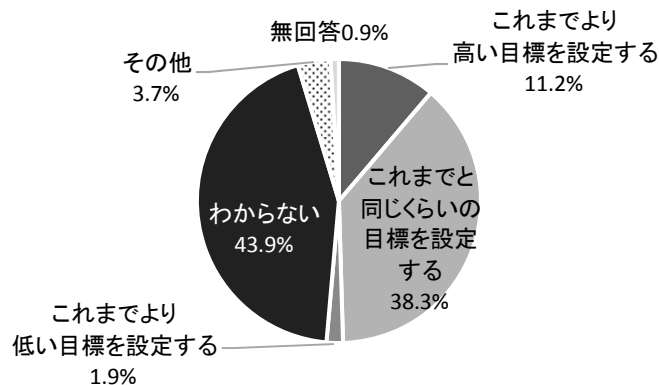
「実施困難」「実施の意思はない」とした理由 (n=37)

- 最も多かった回答は「対策の方法や効果について情報が少なく、よくわからないから」でした。



問7 目標設定の考え方

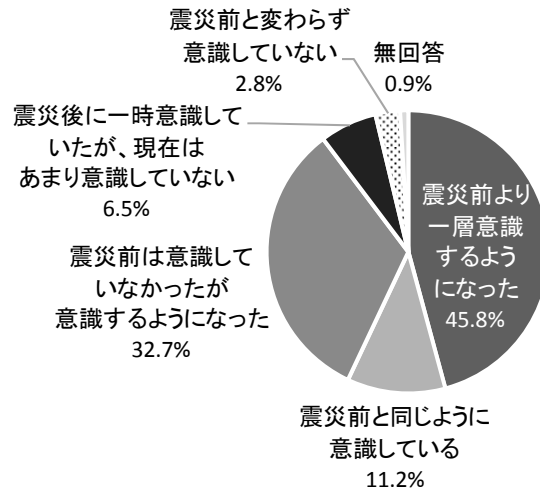
- 最も多かった回答は「わからない」(43.9%)であり、次いで「これまでと同じくらいの目標を設定する」(38.3%)、「これまでよりも高い目標を設定する」(11.2%)でした。



問 8 東日本大震災後の節電や省エネルギーに対する意識・行動

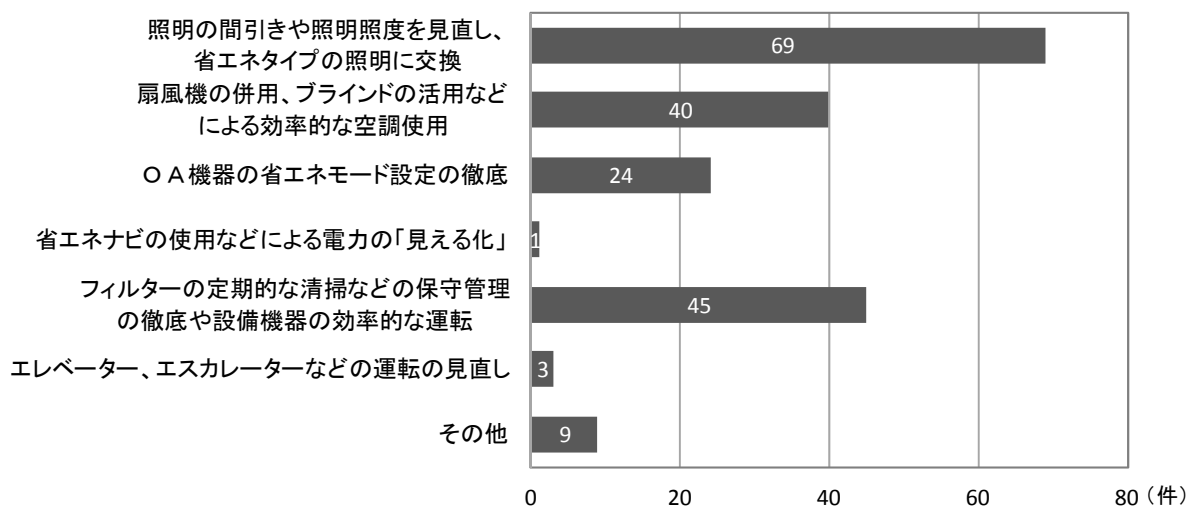
東日本大震災後の節電や省エネルギーに対する意識の変化

- 東日本大震災以前から、または東日本大震災をきっかけとして節電や省エネルギーを意識したとする事業所は 80%を超えていました。
- 「震災後に一時的に意識していたが、現在はあまり意識していない」と回答した事業所は 6.5%と少数でした。



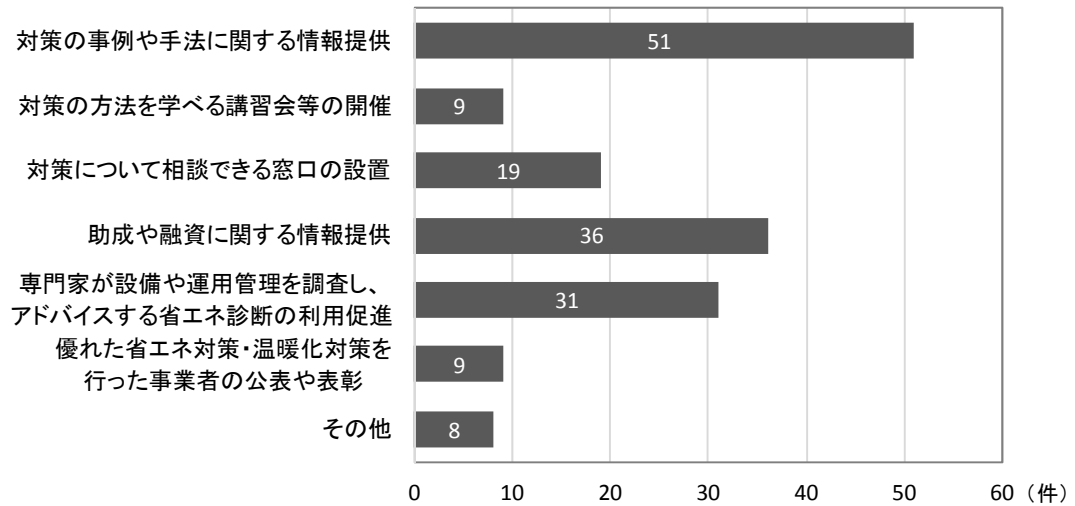
②東日本大震災後に取り組むようになった節電や省エネルギー行動 [複数回答]

- 最も多かった取組みは「照明の間引きや照明照度を見直し、省エネタイプの照明に交換」であり、次いで「フィルターの定期的な清掃などの保守管理の徹底や設備機器の効率的な運転」でした。



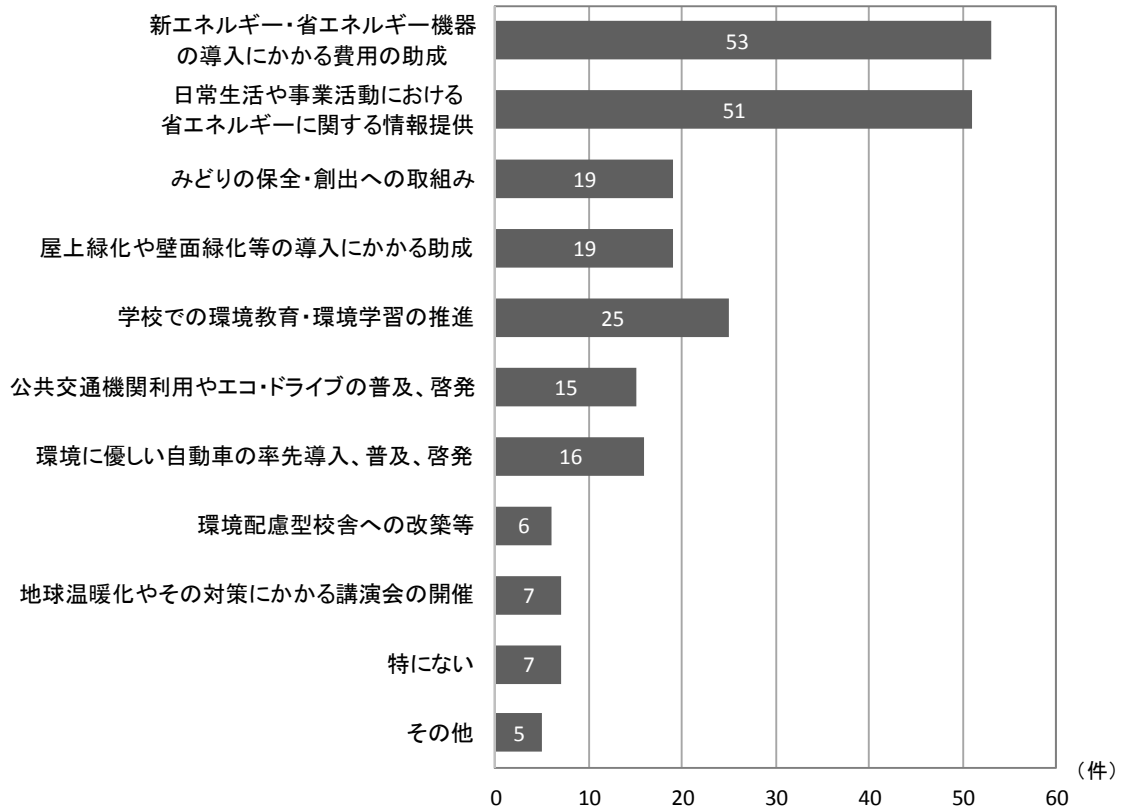
問9 行政（国や都、区）に期待する支援〔複数回答〕

・最も多かった回答は「対策の事例や手法に関する情報提供」（51件）で、次いで「助成や融資に関する情報提供」（36件）でした。



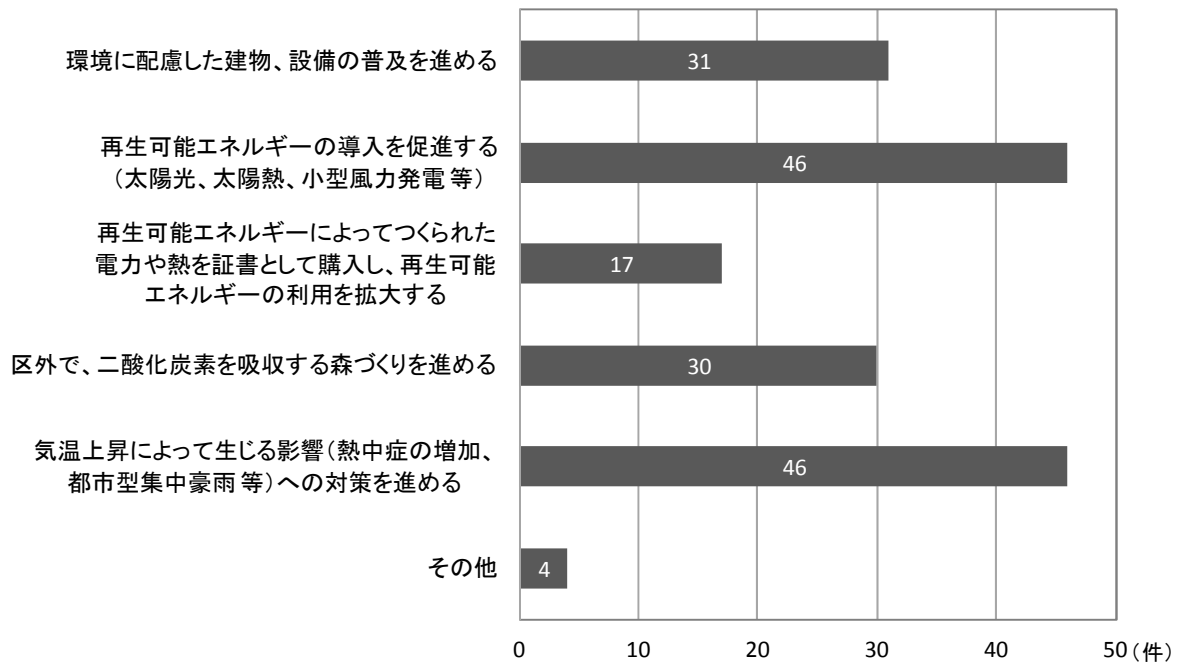
問10 今後、特に力を入れて区に取り組んでほしいこと〔複数回答〕

・「新エネルギー・省エネルギー機器の導入にかかる費用の助成」（53件）が最も多く、次に「日常生活や事業活動における省エネルギーに関する情報提供」（51件）でした。



問 11 関心がある新しい取組み [複数回答]

・「再生可能エネルギーの導入を促進する」(46 件)、「気温上昇によって生じる影響への対策を進める」(46 件)に関心があると答えた事業所が同数で最も多く、次いで「環境に配慮した建物、設備の普及を進める」(31 件)、「区外で、二酸化炭素を吸収する森づくりを進める」(30 件)でした。





## 6. 各エネルギー源の熱量換算係数

エネルギー消費量を表す単位は、購入電力であれば kWh（キロワットアワー）、都市ガスであれば m<sup>3</sup>（立方メートル）のように、エネルギー源ごとに異なります。

異なるエネルギー源の消費量を一元化して把握するため、本計画では熱量を表す単位 J（ジュール）に換算した値を用いています。この値は、購入電力、都市ガス、灯油、ガソリン、LPG 等の各エネルギー消費量に、それぞれのエネルギー源に対応する熱量換算係数を乗じて算出したものです。

各エネルギー源の熱量換算係数は、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による「温室効果ガス排出量算定手法の標準化 62 市区町村共通版」及び「特別区の温室効果ガス排出量」に示された以下の値を用いています。

表 主なエネルギー源の熱量換算係数

エネルギー源	熱量換算係数の単位	年度							
		1990 (H2)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
購入電力	MJ/kWh	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
都市ガス	MJ/m <sup>3</sup>	46.05	46.05	46.05	45.00	45.00	45.00	45.00	45.00
ガソリン	MJ/L	34.57	34.59	34.59	34.59	34.59	34.59	34.59	34.60
軽油	MJ/L	38.11	37.77	37.77	37.77	37.77	37.77	37.77	38.10
灯油	MJ/L	36.78	36.74	36.74	36.74	36.74	36.74	36.74	36.70
LPG	MJ/kg	50.23	50.20	50.20	50.20	50.20	50.20	50.20	50.80

購入電力の熱量換算係数は、電力消費時の発生熱量を表します。

出典 オール東京 62 区市町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料

### 【エネルギー消費量の計算例】

#### ■ 購入電力

1 カ月当たりの使用量 460kWh の場合

$$\text{(計算式)} \quad 460\text{kWh} \times 3.6\text{MJ/kWh} = \underline{1,656\text{MJ}}$$

#### ■ 都市ガス

1 カ月当たりの使用量 31m<sup>3</sup> の場合

$$\text{(計算式)} \quad 31\text{m}^3 \times 45.00\text{MJ/m}^3 = \underline{1,395\text{MJ}}$$

注：1 カ月当たりの購入電力、都市ガスの使用量は、想定値です。

目黒区地球温暖化対策地域推進計画（第二次計画）

平成 26 年 3 月発行

主要印刷物番号
---------

25-40 号
---------

発行 目黒区

編集 目黒区環境清掃部環境保全課

東京都目黒区上目黒 2 丁目 19 番 15 号

電話 03-3715-1111（代表）

編集協力 株式会社 創 建

## 目黒区地球温暖化対策地域推進計画（第二次計画）

発行：目黒区

平成 26 年 3 月発行

編集：目黒区環境清掃部 環境保全課  
目黒区上目黒 2 丁目 19 番 15 号  
電話 03-3715-1111（代表）

主要印刷物番号

25 - 40 号

この用紙は、古紙配合率の高い用紙を使用しています。

